

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第32号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～23 [略]	附 則 1～23 [略] <u>24 県議会の議長、副議長及び議員の平成20年4月から平成23年3月までの間に支給されるべき報酬は、第3条第1項の規定にかかわらず、議長にあっては月額872,200円、副議長にあっては月額784,000円、議員にあっては月額754,600円とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。